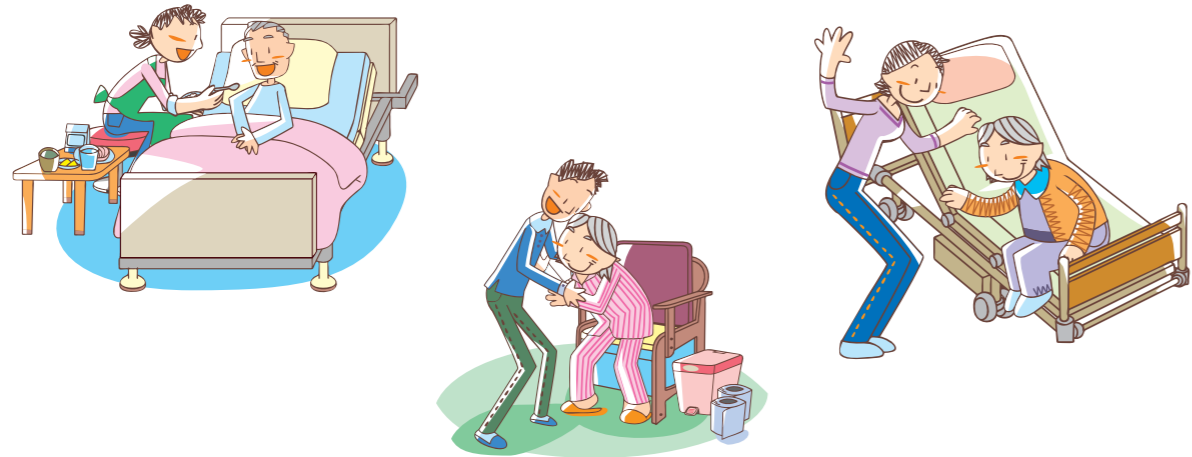


介護保険制度の適切な運営に向けて



介護保険シリーズ①（4月13日号）でお知らせしたとおり、今後3年間における介護保険サービスの利用にかかる費用（給付費）の伸びに伴い、これを基に算定する65歳以上の人の介護保険料も改定されました。

（月額基準額 4,600円 → 5,990円）

介護保険制度を持続的な制度とするため、市では「介護給付の適正化」に対する取り組みを進めています。

【問い合わせ】市高齢福祉課 ☎0994-31-1116

市における介護給付適正化への取組

取組項目	内容
介護認定の適正化	○認定調査のチェック・点検の実施や認定調査員の指導及び研修体制の強化に取り組んでいきます。
ケアマネジメント等の適正化	○適正な介護保険サービスが提供されているかを確認するため、ケアプラン（サービス利用計画）の検証・確認を行っていきます。 ○研修会等の機会を設け、利用者の自立につながる適切なケアマネジメントの実現やケアマネジャー（介護支援専門員）等の資質向上を図っていきます。
事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	○事業所からの介護給付費請求にかかる内容審査を強化し、介護報酬基準に合致しない不適正なサービスの発見や事業所の誤った請求の未然防止、不正請求の早期発見など、給付の適正化を図っていきます。

介護保険サービスの利用にかかる費用が増える、介護保険料も上昇

平成12年度から導入された介護保険制度は、40歳以上の人の保険料と、国・県・市の公費（税金）で運営されています。40～64歳の人の保険料は、加入している国民健康保険や社会保険によって算定方法や金額が決められ、65歳以上の人の保険料は市が決定します。

それぞれの負担割合が決まっているため、費用が増えると負担する保険料も上昇する仕組みとなっています。

そのため、今後の介護保険料の上昇を抑えるためには、介護保険サービスにかかる費用を抑える必要があります。

この方法のひとつとして、「できる限り介護が必要にならないようにする」、「もし介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにする」など、介護予防に心がけることが大切です。

日ごろから健康づくりに心がけることはもちろん、市が

行っている「ぴんぴん元気教室」や「高齢者筋力向上トレーニング」などの介護予防事業への積極的な参加をお願いします。
※介護予防事業については、広報かのや等でお知らせします。

介護保険サービスの質の向上とサービスの適正な実施に向けて

介護保険制度が浸透するなかで、全国的に比較的軽度な人に対するサービスが利用者の状態の改善につながっていないという指摘があります。

また、不適切な介護保険サービスの提供や、不正な介護報酬の請求などを理由とする事業所の指定取消処分等の例が報告されています。

このようなことがないよう、市では、介護保険サービスの必要とする人を適切に認定したうえで、本間に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適正に提供することを促すことを目的として、「介護給付の適正化」を進めています。

また、介護保険サービス利用者やその家族は、利用するサービスに対して、それが本来に必要なサービスであるかを見極めることが大切です。現在、利用しているサービスの内容や金額などについて、担当のケアマネジャー、サービス提供事業所からきちんと説明を受けた上で納得いくサービスを利用しましょう。

限られた財源で、介護保険制度を将来にわたって安定した制度として維持できるように、皆様のご理解とご協力をお願いします。

介護保険サービスの費用と介護保険料の関係（イメージ図）

